

原山公園屋内施設 会員会則

(定義)

第1条

原山公園屋内施設会員会則(以下「本会則」という)は、原山公園PFI株式会社より委託を受けた、株式会社フージャースウェルネス&スポーツ(以下「会社」という)が運営・管理する原山公園屋内施設(以下「本施設」)の承認を得て入会手続きを行われた個人および法人(以下「会員」という)に適用されるものとします。

(目的)

第2条

会員が、本施設の諸施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の品格のある交流の場とすることを目的とします。

(会員)

第3条

1. 本施設は会員制とし、本施設が定めた会員種別で入会、契約の範囲に応じて諸施設を利用することができます。
2. 会員の契約期間は、本施設が別に定めた期間とし、退会手続き等による資格喪失までは自動更新とします。
3. 会員の本施設諸施設の利用範囲や条件、特典については別に定めます。
4. 会員が、本施設諸施設を利用するときは、本施設が発行する会員証を提示しなければなりません。

(入会資格)

第4条

1. 本施設の入会資格は次の各号のとおりとし、会員はこれらの項目を全て満たす方とします。なお、本施設は裁量により入会申込みを受理しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会申込みの後に入会資格外であることが判明した場合、本施設は会員資格を取り消すことができます。
 - (1) 会社の審査によって入会資格を認められた方。
 - (2) 各会員種別において別に定める資格を満たす方。
 - (3) 本会則および本施設の諸規則を遵守する方。(未成年者の方は、親権者の同意が必要です。)
 - (4) 刺青・タトゥーをしていない方。
 - (5) 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属さない方。
 - (6) 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと自らの責任において申告された方。(健康状態に疑義のある方をご相談ください。)医師の診断書の提出をお願いする場合があります。
 - (7) 妊娠中でない方。(マタニティスクールは除きます。)
 - (8) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
 - (9) 会社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを保証された方。
 - ア. 暴力的な要求行為。
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損しまたは会社の義務を妨害する行為。
 - オ. その他前各号に準ずる行為。
 - (10) 過去に本施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または他の会員制スポーツ施設等で禁止行為を行ったことにより除名処分になったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別に定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。
2. 会社は会員が前項の一つでも反する場合、取引又はサービスの利用を停止、または会員との間の契約一切を解除、会員の除名を適用することができるものとします。

(入会手続き)

第5条

1. 本施設を利用する方は本会則を承認のうえ、入会手続きを行い所定の料金等を納入、本施設承認を得て会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、未成年者本人と親権者が連署のうえ、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
2. 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別に定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め了承いただきます。
3. 会員資格を喪失した方が、本施設に再度入会を希望する場合、本施設は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。
4. 会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、勤務先および住所、緊急連絡先と電話番号、メールアドレス、郵便物送付、会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
5. 本施設は会員の顔写真を活用し、サービスを提供する上で必要な照相等の確認に利用します。

(会員証)

第6条

1. 本施設は会員証を発行、貸与するものとし、会員が本施設の施設を利用するときは、入退館時に会員証を提示することとします。
2. 会員証は氏名記載とします。
3. 会員が会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会員の責任において切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
4. 紛失した時は速やかに所定の方法で必ず再発行の手続きをとるものとし、本施設所定の再発行手数料を支払うものとします。
5. 会員証は本人のみが使用することができ、他人に貸与、譲渡はできません。

(入会金・事務登録料・会費・手数料等)

第7条

1. 会員区分に従う入会金、事務手数料、会費、手数料等(以下「会費等」という)は別に定めるものとします。
2. 会員は本施設が定めた会費等を所定の方法で、所定の期日に本施設に納入しなければなりません。
3. 会費等の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めるものとします。
4. 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は会費等のお支払いが必要となります。なお、会費等の一括支払い前払い契約期間中に退会した場合は、本施設が別に定める基準に従い取り扱うものとします。
5. 本施設の運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは会費等の金額を変更することができ、施設内への掲示、ホームページ掲載において告知するものとします。
6. 会費等を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の会費等は支払わなければなりません。
7. 一旦納入いただいた会費等は、本会則または法令の定めがある場合を除いて、これを返還しません。
8. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とします。なお、消費税率等の変更など消費税法等の改正等がされる場合、会員の負担は当該改正等の内容に従い変更されます。また、年一括払いによる場合、当該改正等が適用される期間に相当する部分の会費等に賦課される消費税等については、会員が当該改正等の内容に従い負担するものとし、会社の指示に従い当該負担を前払いするか、差額を追加で負担するものとします。

(会員資格の取得)

第8条

第5条の入会手続きを行った後、会社が審査手続きを行い、入会を認める場合には、入会手続きの際に定めた利用開始日（以下「利用開始日」という）より入会申込者は会員資格を取得したものとします。

(会費等の滞納)

第9条

1. 会員が会費等を滞納した場合は、本施設は当該会員を滞納と同時に会員資格停止処分とするものとします。
2. 前項の場合、会員が滞納した会費等の金額を現金または本施設が指定した方法で直ちに支払われな限り、会員資格停止処分を取り消すことはできません。
3. 第1項により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、3ヶ月分以上延滞した場合は、本施設は、当該会員を除名するものとします。

(退会)

第10条

会員が自己の都合により本施設を退会する場合は、本施設が別に定めた期日までに、所定の書面により本人が手続きを完了しなければなりません。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則受け付けられません。なお、会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。会費の滞納がある場合は完納するまで退会後も支払い義務を負うものとします。

(会員資格の譲渡、相続、貸与)

第11条

会員はいかなる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続その他貸与することはできません。

(会員の休会)

第12条

1. 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本施設を利用できない場合、本施設が別に定めた期日までに来館のうえ所定の手続きを完了し、所定の休会費を支払うことにより休会することができます。
2. 休会会員は、本人の申し出により随時復会することができます。復会日より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、当該月会費のお支払いが必要となります。
3. 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその翌日から所定の会費を支払うものとします。
4. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則受け付けられません。

(諸手続き)

第13条

1. 会員は会員種別の変更・プライベートロッカー・その他オプション等の手続きを別に定める所定の方法で完了しなければなりません。
2. 会員は入会申込書の際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
3. 本施設が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行き、発送をもって効力を有するものとし、不到達以後の責を負いません。
4. 本施設が会員あてにEメールで通知する場合、会員から届出のあった登録内容に基づいて行き、表示または発信をもって効力を有するものとし、未確認または不到達等以後の責を負いません。
5. 会員が連絡先の変更を怠った場合、もしくは郵便物を希望しない場合は、本施設からの通知が不到達となっても通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとします。

(会員資格の停止および除名)

第14条

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本施設は会員資格の停止処分あるいは除名処分をすることができます。また、各号に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(ただし、会社が別に定める基準に準じて認めた場合は除く)

- (1) 第4条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本会則、その他会社の定める諸規則に違反したとき。
- (3) 本施設の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (4) 本施設の施設を故意に破損したとき。
- (5) 諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。本施設からの催促に応じないとき。
- (6) 入会に際して本施設に虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (7) 本施設の会員としてふさわしくないと判断したとき。
- (8) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- (9) 他の会員に対する迷惑行為、本施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- (10) 第24条各号の禁止行為を行ったとき。
- (11) その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

(会員資格喪失)

第15条

会員は次の場合その資格を喪失します。

- (1) 第10条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第14条により本施設に除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 運営上重大な理由により本施設を閉鎖したとき。

(健康管理)

第16条

1. 会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
2. 会員は狭心症・心筋梗塞・脳疾患などの疾病、てんかんにより医師に運動や入浴を控えるように指示された場合は本施設へ速やかに休会もしくは退会を申し出ることとします。

(ビジター・会員外利用者)

第17条

1. 本施設は、会社が発行した各種利用チケットにて会員以外のお客様（以下「ビジター」という）に施設をご利用いただくことができます。この場合ビジターは別に定めた施設利用料金をお支払いいただきます。（会員の利用を優先するため、混雑時の利用をお断りする場合があります。）
2. 本施設は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本施設の施設を利用させることができます。（以下、「会員外利用者」という）
3. ビジターおよび会員外利用者についても会員と同様に本会則が適用されます。

(諸規則の厳守)

第 18 条

1. 会員は、本会則および本施設の定める諸規則、注意事項を遵守しなければなりません。
2. 施設・備品の利用は、本施設の指示に従わなければなりません。

(入場禁止・退場・施設利用制限)

第 19 条

本施設は、次の各号のいずれかに該当する方の入場禁止、退場および施設利用制限を命じることができます。

- (1) 正当な理由がなく本会則および本施設の諸規則を遵守しない方。
- (2) 刺青・タトゥー（ファッションタトゥー、刺青シールを含む）のあることが判明した方。
- (3) 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属すると本施設が判断した方。
- (4) 健康状態により、医師等により運動や入浴を禁じられている、または会社が運動や入浴することが好ましくないと判断した方。
- (5) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (6) 妊娠中の方。（マタニティスクールは除く）
- (7) 感染症および感染性のある皮膚病の方。（ただし、本施設が別に定める基準に準じて認めた場合は除く）
- (8) 酒気を帯びている方。
- (9) 本施設が他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
- (10) 過去に本施設で除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある。（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツ施設等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方
- (11) 過去に盗難や破損等の禁止事項に抵触する為があった方。

(損害賠償責任免責)

第 20 条

1. 会員およびビジターが本施設の施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本施設は一切損害賠償の責を負いません。ただし、会社の調査により本施設に過失があると認めた場合は、この限りではありません。
2. 会員やビジターの間に生じた係争やトラブルについても、本施設に過失がある場合除き、一切関与しません。

(会員の損害賠償責任)

第 21 条

本施設の施設利用に際して、会員やビジターの責に帰すべき事由により会社、本施設または第三者に損害を与えた場合は当該会員およびビジターが速やかにその賠償の責を負うものとします。また会員がビジターを同伴する場合は、会員が連帯して損害賠償の責を負うものとします。

(盗難)

第 22 条

会員が本施設の施設利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。また本施設に設置されているロッカー等においても会員自身の責任で利用するものとします。収納物の盗難や毀損、その他の被害については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適切な賠償をするものとします。

(紛失物・拾得物。放置物)

第 23 条

1. 会員が本施設の利用の際に生じた紛失については、本施設は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
2. 拾得物・放置物は、原則 1 ヶ月間の保管とし、以後は処分いたします。食料品などの生ものについては時間経過により衛生上、破棄させて頂く場合がございます。

(禁止事項)

第 24 条

本施設内および本施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。

- (1) 動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）
- (2) 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙すること。（電子タバコ・無煙タバコを含む）
- (4) 本施設が定めるエリア以外で許可無く通話・撮影・録音すること。
- (5) 本施設の諸施設・器具・備品・その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作すること。
- (6) 所定の場所以外での排泄行為。
- (7) 他の会員含む第三者や従業員、本施設、会社を誹謗・中傷すること。
- (8) 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）金銭の貸借、政治活動、署名活動をすること。
- (9) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (10) 他の会員含む第三者や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- (11) 痴漢、覗き、露出、唾を吐くなど、法令や公序良俗に反する行為。
- (12) 他の会員含む第三者や従業員を待ち伏せる、尾行する、執拗に話しかける等の行為。
- (13) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員に迷惑を及ぼす行為。
- (14) 会社が会員としてふさわしくないと認める行為。
- (15) その他、本施設の秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

(利用案内)

第 25 条

本会則に定めない施設運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または本施設が別に定める規則に定めます。

(営業時間)

第 26 条

営業時間は別に定めます。

(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

第 27 条

本施設は、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- (1) 本施設は別に予め指定する期間を年次休館とするほか、施設点検日を定期休館とします。
- (2) (1) の休館のほか本施設は、次の理由により施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ア. 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと本施設が判断したとき。

- イ. 行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと本施設が判断したとき。
- ウ. 館内改装、施設改造または修理、工事により営業が不可能と本施設が判断したとき。
- (3) 予定されている臨時休業は、原則 2 週間前までに本施設内の所定の掲示場所に掲示することをもって足りるものとします。ただし、(2) ア、イの事由による休業については、本施設は事前告知を要しないものとします。
- (4) 施設の一部休業 (2) ア、イの事由による休業については、本施設は会員に会費を返還しないものとします。また、(2) ウの事由による休業については法令に定めのある場合は、その期間に相応する会費を減額します。

(施設開業・解散)

第 28 条

会社は、次の理由により、本施設を閉業・解散することがあります。

- (1) 気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
- (2) 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
- (3) 本施設が止むを得ざる事情による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより、本施設を解散することができます。
- (4) 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- (5) 本施設解散の場合、本施設は会員に対し、特別な補償は行いません。

(会員情報の取扱いについて)

第 29 条

本施設は、次の各号の目的のため、会員住所、氏名、年齢、性別、電話番号などの会員情報を利用いたします。

- (1) 本施設において取り扱う商品、サービスなどあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催についての、郵便、電話、電子メール、面談などの方法によるご案内。
- (2) 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のための、郵便、電話、電子メールなどの方法によるアンケート調査の実施。

(会員情報の第三者提供について)

第 30 条

会員情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示・提供致しません。

- (1) 会員の同意がある場合。
- (2) 法令の規定に基づく場合。
- (3) 会員個人を識別することができない状態で開示する場合。
- (4) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、会員の同意を得ることが困難である場合。
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (6) 利用目的記載の業務に関しては、会員の氏名・住所等の所要項目について、書面・郵便物・電話・電子メール等による、金融機関・管理会社 司法書士、その他利用の目的に必要な範囲の第三者への提供。

(本会則その他の諸規則の改定)

第 31 条

会則の改定ならびに会則、利用規定の制定および改定は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

(会員への通知、告知)

第 32 条

- 1. 会社は、本会則および会則の改定をするとき、または利用規定の重要な案件に係る規定を改定するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の会員会則、利用規定を会員に交付するものとします。この場合、会社は 1 ヶ月前までに会員に通知するものとします。
- 2. 前項による会員への告知は、施設内における掲示、ホームページへの掲載等において告知するものとします。

(協議事項)

第 33 条

本会則に定めのない事項および、議事が生じた場合は、会員と会社協議のうえ誠意を持って決定するものとします。

(専属的合意管轄)

第 34 条

本会則に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

第 35 条

現行の会則は 2022 年 10 月 31 日をもって廃止され、2022 年 11 月 1 日時点で会員である方が、以後、本会則が適用されます。